

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 条 例

- 地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例 (人事課等) 一
- 暴力団排除条例 (警察本部暴力団対策課) 三
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 六
- 総合運動場条例の一部を改正する条例 (教育庁スポーツ健康課) 七
- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 七
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課) 九
- 地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例 (保健福祉総務課) 一〇
- 野営場条例の一部を改正する条例 (観光課) 一〇

### 条 例

地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例 (職員定数条例の一部改正)

第一条 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号を削る。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び病院事業管理者」を削る。

別表第一病院事業管理者の項を削る。

(行政手続条例の一部改正)

第三条 行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十八条」を「第四十六条」に改める。

第二条第六号中「、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第七条の規定に基づき病院事業に置かれる管理者」を削る。

(公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第四条 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、病院事業管理者」及び「、病院局管理規程」を削る。

第四条中第二項を削り、第三項を第一項とする。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十条第一項中「、前条第二項の宮城県病院局指定管理者選定委員会及び前条第三項」を「及び同条第二項」に改める。

(個人情報保護条例の一部改正)

第五条 個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、病院事業管理者」を削る。

(情報公開条例の一部改正)

第六条 情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、病院事業管理者」を削る。

(行政活動の評価に関する条例の一部改正)

第七条 行政活動の評価に関する条例(平成十三年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「、病院事業管理者」を削る。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例平成十七年宮城県条例第二十八号の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、地方公営企業法第七条の規定に基づき病院事業に置かれる管理者」を削る。  
(社会福祉施設条例の一部改正)

第九条 社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考を次のように改める。

備考

一 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定により消費税が課されることとなる使用料(健康診断及び予防接種に係るものを除く)の額は、この表に定めるところにより算定した額(以下第六号までにおいて「算定額」という。)に百分の百五を乗じて得た額とする。ただし、当該算定額が百円未満のときは、この限りでない。

二 算定額が千円未満の場合において、当該算定額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該算定額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を五十円とする。

三 算定額が千円以上十万円未満の場合において、当該算定額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

四 算定額が十万円以上百万円未満の場合において、当該算定額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

五 算定額が百万円以上千万円未満の場合において、当該算定額に一万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

六 算定額が千万円以上の場合には、前二号の規定の例により端数金額を切り捨てる。

七 健康診断及び予防接種に係る使用料の額の算定に係る端数の処理については、第一号ただし書及び第二号から前号までの規定を準用する。

別表第二備考を次のように改める。

備考

一 消費税法の規定により消費税が課されることとなる使用料(健康診断に係るものを除く)の額の算定については、別表第一備考第一号から第六号までの規定を準用する。  
二 健康診断に係る使用料の額の算定に係る端数の処理については、別表第一備考第一号ただし書及び第二号から第六号までの規定を準用する。

別表第三備考を次のように改める。

備考

一 消費税法の規定により消費税が課されることとなる使用料(健康診断に係るものを除く)の額の算定については、別表第一備考第一号から第六号までの規定を準用する。

二 健康診断に係る使用料の額の算定に係る端数の処理については、別表第一備考第一号ただし書及び第二号から第六号までの規定を準用する。

別表第四の六の項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第三項」に改める。

(精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正)

第十条 精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考を次のように改める。

備考

一 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定により消費税が課されることとなる使用料の額は、この表に定めるところにより算定した額(以下第六号までにおいて「算定額」という。)に百分の百五を乗じて得た額とする。ただし、当該算定額が百円未満のときは、この限りでない。

二 算定額が千円未満の場合において、当該算定額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該算定額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を五十円とする。

三 算定額が千円以上十万円未満の場合において、当該算定額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

四 算定額が十万円以上百万円未満の場合において、当該算定額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

五 算定額が百万円以上千万円未満の場合において、当該算定額に一万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

六 算定額が千万円以上の場合には、前一号の規定の例により端数金額を切り捨てる。

別表第二の六の項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第三項」に改める。

(病院事業条例の廃止)

第十一条 病院事業条例(昭和四十一年宮城県条例第三十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第三条中行政手続条例第一条第一項の改正規定、第九条中社会福祉施設条例別表第四の六の項の改正規定及び第十条中精神保健福祉セ

ンター使用料等条例別表第二の六の項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第五条の規定による改正前の個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「機構」という。)が行うこととなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)の規定により機構が行った処分その他の行為又は機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護条例の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例の規定により知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。

4 施行日前に第六条の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、新情報公開条例の規定により知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。

5 施行日前に旧情報公開条例の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、新情報公開条例の規定により知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。

6 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第八項の規定により、施行日前の事実に基づく第十一条の規定による廃止前の病院事業条例(以下「旧病院事業条例」という。)第二条に規定する病院事業の業務に従事する職員の実行日以後における賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が一百万円以上である場合とする。

7 旧病院事業条例第十一条の規定により病院事業管理者が提出しなければならないこととされている平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの業務の状況を説明する書類については、なお従前の例による。この場合において、同条の見出し中「提出」とあるのは「作成」と、同条第一項中「病院事業管理者は、法第四十条の二第一項の規定に基づき毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに」とあるのは「知事は」と、知

事に提出し」とあるのは「作成し」と、同条第二項中「記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類には前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにする書類を添付し」とあるのは「記載し」と、同項第三号中「病院事業管理者」とあるのは「知事」とする。

8 施行日前にした旧病院事業条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県病院局指定管理者選定委員会の委員の項を削る。

暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

暴力団排除条例

(目的)

第一条 この条例は、暴力団排除に関して基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための県の基本的な施策、事業者の講ずべき措置等について定め、もつて県民生活の安全と平穏を確保するとともに、県における経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団排除 県内において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十一条第一項に規定する暴力団排除活動を促進し、及び公共工事等における措置、青少年に対する指導等、暴力団員等への金品等の供与の禁止等の措置等を講ずることにより、暴力団により県民生活及び事業活動に生じ、又は生ずるおそれがある不当な影響を排除することをいう。
- 二 暴力団 法第一条第一号に規定する暴力団をいう。
- 三 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

四 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 暴力団員

ロ 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

八 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

五 暴力団排除活動 暴力団排除のための活動をいう。

六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分をいう。

七 事業者 県内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

八 事業者団体 事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。

イ 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社団

ロ 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の財団

ハ 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

九 県暴力追放運動推進センター等 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から宮城県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。

十 建設工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第一条第一項に規定する建設工事をいう。

十一 公共工事等 県が発注する建設工事その他の県の事務又は事業をいう。

十二 金品等の供与 金品その他の財産上の利益の供与をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団排除は、社会全体として、暴力団が県民生活又は事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村、県民及び事業者により、それぞれの連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、県民及び事業者の協力を得るとともに、県暴力追放運動推進センター等との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念ののっとり、暴力団員等による不当な行為があつたときは、県又は県暴力追放運動推進センター等に相談する等により、暴力団排除に努めるものとする。

2 県民は、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携協力を図りながら取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（事業者の責務等）

第六条 事業者は、基本理念ののっとり、その行う事業に関し、暴力団排除に取り組まなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等による不当な行為があつたときは、県又は県暴力追放運動推進センター等に相談する等により、暴力団排除に努めるものとする。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団を利用することとならないうつ努めるとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第七条 事業者団体は、次に掲げる自主的な活動に努めるものとする。

一 当該事業者団体の構成員である事業者（以下「構成事業者」という。）がこの条例の規定を遵守するための当該構成事業者に対する情報の提供、助言、指導その他の必要な支援

二 暴力団が構成事業者の事業活動に支配的な影響力を有し、又は有するおそれがある場合において、当該構成事業者の求めに応じ、当該支配的な影響力を排除するための当該構成事業者に対する情報の提供、助言、指導その他の必要な支援

三 前二号に掲げるもののほか、暴力団排除を促進するために必要な活動

（公共工事等における措置）

第八条 県は、公共工事等により暴力団を利用することとならないうつ、暴力団員等を県が実施する入札に参加させないことその他の公共工事等からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公共工事等に係る契約において、当該契約の相手方が暴力団員等を下請契約（当該契約に係る業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れに係る契約をいう。以下同じ。）の相手方としないことその他の暴力団排除のため

に必要な措置を講ずる旨を定めるものとする。

3 県は、公共工事等に係る契約において、当該契約（下請契約を含む。以下この項において同じ。）の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、県に報告するとともに、所轄警察署に通報することその他の暴力団排除のために必要な協力を行う旨を定めるものとする。

（暴力団排除活動に対する支援）

第九条 県は、県民及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携協力を図りながら取り組むことができるよう、県民及び事業者に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（保護その他の措置）

第十条 県は、暴力団排除活動の実施に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

（訴訟の援助）

第十一条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等がした不法行為に基づく損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟の遂行に必要な情報収集のための物品の貸付けを行うとともに、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うことができる。

（啓発活動）

第十二条 県は、県民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等に関する広報活動、暴力団排除の気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

（国及び他の都道府県との連携）

第十三条 県は、暴力団排除に関する施策の推進に当たっては、国及び他の都道府県との連携を図るものとする。

（市町村への協力）

第十四条 県は、市町村において、暴力団排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

（青少年に対する指導等）

第十五条 県民及び事業者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（金品等の供与の禁止等）

第十六条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品等の供与をすること。
- 二 暴力団の威力を利用したことに關し、金品等の供与をすること。
- 三 暴力団又は暴力団員等の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償なくして金品等の供与をすること。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等と密接な関係を有することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等から相当の対償なくして金品等の供与を受けてはならない。

（契約締結時の措置等）

第十七条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合（契約を更新しようとする場合を含む。以下この条において同じ。）には、当該契約において、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、当該事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合において、当該契約が暴力団を利用することとなるおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方、当該契約の締結の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合において、当該契約が暴力団を利用することとなるおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方に対して、その者が暴力団員等でないことを誓約する書面を提出させることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者は、第一項に規定する旨を定めた契約を締結した場合において、当該契約が暴力団を利用することとなるおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、事業者が法令上の義務その他の正当な理由に基づきその行う事業に関して契約を締結する場合には、適用しない。

（不動産の譲渡等をしようとする者の措置等）

第十八条 県内に所在する不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する場合（契約を更新しようとする場合を含む。）には、当該契約において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者が催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

2 譲渡等をしよつとする者は、前項に規定する旨を定めた契約を締結した場合において、当該契約に係る不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明したときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。

3 建設工事を請け負う者は、当該請負に係る契約を締結する場合には、当該契約において、当該契約に係る物件が暴力団事務所用に供されることとなるおそれがあると認めるときは、当該建設工事を請け負った者が催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

4 建設工事を請け負う者は、前項に規定する旨を定めた契約を締結した場合において、当該契約に係る物件が暴力団事務所用に供されることとなるおそれがあると認めるときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。

(暴力団員等が金品等の供与を受けることの禁止等)

第十九条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第十六条第一項の規定に違反することとなる金品等の供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる金品等の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者に対し、当該事業者が第十六条第二項の規定に違反することとなる金品等の供与をしてはならない。

(報告又は資料の提出)

第二十条 公安委員会は、事業者、第十八条第一項若しくは第三項に規定する者又は暴力団員等がそれぞれ第十六条、第十八条又は前条の規定を遵守していないおそれがあると認められるときは、暴力団排除のために必要な限度において、これらの者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十一条 公安委員会は、事業者、第十八条第一項若しくは第三項に規定する者又は暴力団員等がそれぞれ第十六条、第十八条又は第十九条の規定を遵守していないため、暴力団排除に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により報告若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該報告若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしよつとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に

対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十七条(第四項を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に締結される事業者の行う事業に関する契約(更新しよつとするものを含む。))について適用する。

3 第十八条第一項の規定は、施行日以後に締結される同項に規定する譲渡等に係る契約(更新しよつとするものを含む。))について適用する。

4 第十八条第三項の規定は、施行日以後に締結される同項に規定する請負に係る契約について適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の出遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の出遇等に関する条例の一部を改正する条例  
 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の出遇等に関する条例(昭和六十三年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文中、「という。」には「の」の下に、「、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

第八条の見出し中「の種類」を削り、同条中「である派遣職員には」の下に、「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派遣されている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る施行日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、施行日の前日における改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年六月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、これらの日において旧条例第四条第一項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

総合運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

総合運動場条例の一部を改正する条例

総合運動場条例(昭和五十六年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表宮城県総合運動公園の項中

一時間につき	八五〇円
一時間につき	三、三〇〇円
一時間につき	二、五〇〇円
一時間につき	四、九五〇円

を

一時間につき	一、三〇〇円
一時間につき	五、二〇〇円
一時間につき	三、九〇〇円
一時間につき	七、八〇〇円

に改める。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、平成二十三年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総合運動場条例別表第三第一号の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例



下に、「村田町」を加え、同表二十三の三の項中「石巻市」の下に、「大崎市」を加え、同表二十七の四の項中「塩竈市」を「石巻市 塩竈市」に改め、同項を同表二十七の五の項とし、同表二十七の三の項中「石巻市」の下に、「大崎市」を加え、同項を同表二十七の四の項とし、同表二十七の二の項の次に次のように加える。

<p>二十七の三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの          イ 法第十五条の二第二項、第五項、第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による許可等          ハ 法第十五条の三の規定による監督処分          ニ 法第十五条の四の規定による勧告等</p>	登米市
---	-----

第一条の表三十の四の項中「富谷町」を「大郷町 富谷町 大衡村」に改め、同表三十の六の項中「石巻市」の下に、「大崎市」を加え、同表三十の八の項中「仙台市」の下に、「登米市」を加え、同表三十の九の項中「仙台市」の下に、「石巻市」を、「栗原市」の下に、「東松島市」を加え、同表三十四の九の項を三十四の十一の項とし、三十四の八の項を三十四の九の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十四の十 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）に基づき事務のうち、同令第三十二条第一項の規定による届出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）</p>	各市町村（仙台市を除く。）
--	---------------

第二条の表三十四の七の項を三十四の八の項とし、三十四の三の項から三十四の六の項までを一項ずつ繰り下げ、三十四の二の項の次に次のように加える。

<p>三十四の三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）以下の項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの          イ 法第十条の規定による認証等          ロ 法第十二条第三項の規定による通知          ハ 法第十三条第二項の規定による届出の受理（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）          ニ 法第十七条の三の規定による選任          ホ 法第十七条の四の規定による選任          ヘ 法第十八条第三号の規定による報告の受理          ト 法第二十三条の規定による届出の受理等          ニ 法第二十五条第三項から第六項までの規定による認証等          ホ 法第二十九条の規定による事業報告書等の受理等          ニ 法第三十一条第二項から第四項までの規定による認定等          ト 法第三十二条の八の規定による届出の受理          ニ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等          カ 法第三十二条の三の規定による届出の受理          ヲ 法第三十四条第三項から第五項までの規定による認証等          ッ 法第四十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等          ケ 法第四十二条の規定による命令</p>	栗原市
--	-----

ソ 法第四十三条第一項、第二項及び第四項の規定による認証の取消し等  
 ツ 法第四十三条の二の規定による意見の聴取（法第十二条の二において準用する場合を含む。）  
 ネ 法第四十三条の三の規定による意見の聴取（法第十二条の二において準用する場合を含む。）

附 則

- この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この条例の施行の際第一条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下、「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下、「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成二十二年十二月二十四日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「機関」を「機関等」に改める。  
 第二条第二号中「県の機関」を「県の機関等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社若しくは宮城県土地開発公社」を加え、同条第六号から第九号までの規定中「機関」を「機関等」に改める。  
 第三条第一項、第三項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項及び第三項並びに第七条中「機関」を「機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

野営場条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

野営場条例の一部を改正する条例

野営場条例（昭和四十八年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表宮城県神割野営場の項を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第一項中、「宮城県御崎野営場の」を削り、「別表第一」を「別表」に改め、同条第一項第一号中、「宮城県御崎野営場の」を削り、同条を第七条とする。

第九条を削る。

第十条の見出しを、「使用料の免除」に改め、同条第一項第四号中、「昭和二十二年法律第百六十四号」を削り、同条第四項を削り、同条を第八条とし、第十一条を第九条とし、第十二条を第十

とする。

別表第二を削る。

別表第一中「別表第一（第八条関係）」を「別表（第七条関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。